

平成30年

航空工場検査員国家試験受験案内

とじ込み：受験願書用紙

経済産業省製造産業局  
航空機武器宇宙産業課

# 目 次

はじめに	1
1. 試験の日時	2
2. 試験の手続照会	2
3. 受験資格	2
4. 試験会場	2
5. 「試験の種類」及び「試験科目」	3
6. 試験科目の免除	5
7. 合格基準	6
8. 「受験願書等」の提出先・受付期間・提出書類	6
9. 受験願書作成上の注意等	7
10. 受験票の送付	9
11. 受験に当たっての注意事項	9
12. 受験票、試験結果通知書及び合格証の送付先	9
13. 受験特別措置	9

とじ込み：受験願書用紙

はじめに

航空機製造事業法に基づく許可事業者が、航空機の製造・修理又は航空機用機器の製造を行った場合は、航空工場検査員国家試験に合格した者を航空検査技術者に選任し、経済産業大臣の認可を受けた方法により製造・修理がされたことについて、確認又は証明を行わせなければなりません。

また、経済産業大臣は、その航空検査技術者に航空機又は航空機用機器の製造工場又は修理工場の従業者であつて、航空工場検査員国家試験に合格した者のうちから、航空工場検査員を指名し、経済産業省の航空工場検査官が行う検査等の事務に従事させることができることとなっています。

航空工場検査員国家試験は、これらの航空検査技術者及び航空工場検査員の職務に必要な知識及び技能について経済産業大臣が行っているもので、毎年実施されています。

(参考)

●航空機製造事業法 (抄)

(製造の確認)

第8条 航空機の製造に係る許可事業者は、第6条第1項の認可を受けた製造の方法ごとに、経済産業省令で定める資格を有する者のうちから航空検査技術者を選任し、その製造に係る航空機が当該認可を受けた製造の方法により製造されたものであることについて、当該航空検査技術者に確認をさせなければならない。

(航空工場検査官)

第15条 経済産業省に、航空工場検査官(以下「検査官」という。)を置く。

2 検査官は、この法律の規定による検査又は製造若しくは修理の方法の認可に関する事務に従事する。

(航空工場検査員)

第16条 経済産業大臣は、航空機又は航空機用機器の製造工場又は修理工場(航空運送事業者又は航空機使用事業者の自家修理工場及びこれに準ずるものを除く。)の従業者であつて、政令で定めるものを、前条第2項に規定する事務に従事させることができる。



## 5. 「試験の種類」及び「試験科目」

試験種類番号	国家試験の種類	試験科目番号	試験科目
0 1	航 空 機	0 1	航空機製造事業法（以下「法」という。）及びその附属法令
		0 2	航空機の強度，構造及び性能に関する理論
		0 3	航空機の材料に関する事項
		0 4	航空機の製造及び修理の方法に関する事項
		0 5	航空機用原動機の強度，構造及び性能に関する理論
		0 8	航空機用プロペラの強度，構造及び性能に関する理論
		1 1	回転翼の強度，構造及び性能に関する理論
0 2	航空機用原動機	0 1	法及びその附属法令
		0 5	航空機用原動機の強度，構造及び性能に関する理論
		0 6	航空機用原動機の材料に関する事項
		0 7	航空機用原動機の製造及び修理の方法に関する事項
0 3	航空機用プロペラ	0 1	法及びその附属法令
		0 8	航空機用プロペラの強度，構造及び性能に関する理論
		0 9	航空機用プロペラの材料に関する事項
		1 0	航空機用プロペラの製造及び修理の方法に関する事項
		0 5	航空機用原動機の強度，構造及び性能に関する理論
0 4	回 転 翼	0 1	法及びその附属法令
		1 1	回転翼の強度，構造及び性能に関する理論
		1 2	回転翼の材料に関する事項
		1 3	回転翼の製造及び修理の方法に関する事項
		0 5	航空機用原動機の強度，構造及び性能に関する理論

試験種類番号	国家試験の種類	試験科目番号	試験科目
05	飛行指示制御装置	01	法及びその附属法令
		14	飛行指示制御装置の強度、構造及び性能に関する理論
		15	飛行指示制御装置の材料に関する事項
		16	飛行指示制御装置の製造及び修理の方法に関する事項
06	統合表示装置	01	法及びその附属法令
		17	統合表示装置の強度、構造及び性能に関する理論
		18	統合表示装置の材料に関する事項
		19	統合表示装置の製造及び修理の方法に関する事項
07	回転翼航空機用トランスミッション	01	法及びその附属法令
		20	回転翼航空機用トランスミッションの強度、構造及び性能に関する理論
		21	回転翼航空機用トランスミッションの材料に関する事項
		22	回転翼航空機用トランスミッションの製造及び修理の方法に関する事項
08	ガスタービン発動機制御装置	01	法及びその附属法令
		23	ガスタービン発動機制御装置の強度、構造及び性能に関する理論
		24	ガスタービン発動機制御装置の材料に関する事項
		25	ガスタービン発動機制御装置の製造及び修理の方法に関する事項

## 6. 試験科目の免除

### ■ 航空機製造事業法施行規則第37条第1号～第3号

学校教育法もしくは旧大学令による大学（短期大学を含む）、学校教育法による高等専門学校及び旧専門学校令による専門学校又は経済産業大臣が指定した学校において、下表の専修学科欄に掲げる学科を卒業した者は、当該試験種類番号に掲げる国家試験の一部の試験科目について免除の申請をすることができます。

（注意）大学院、学校教育法に基づかない専修学校及び各種学校は、上記の分類に入りません。

		根拠条項 (施行規則第37条)		
		1号	2号	3号
試験の種類	専修学科	航空工学	計測工学 応用物理学	精密機械工学
	01 航空機	○		○
02 航空機用原動機		○		○
03 航空機用プロペラ		○		○
04 回転翼		○		○
05 飛行指示制御装置		○	○	○
06 統合表示装置		○		
07 回転翼航空機用トランスミッション		○		○
08 ガスタービン発動機制御装置		○		○

**【注】**

- (1) ○印の試験に該当する試験科目のうち、「法及びその附属法令」及び「製造及び修理の方法に関する事項」に係る試験科目を除いた科目が免除されます。
- (2) 大学院，航空大学校（独立行政法人航空大学校法）及び専門学校（学校教育法第82条の2）等は，免除申請の対象ではありません。
- (3) 平成21年6月10日の経済産業大臣告示により，学校教育法による大学等と同等以上と認められる学校として，防衛大学校が指定されたため，平成3年度以降の卒業生に限り免除申請の対象となります。

■航空機製造事業法施行規則第37条第4号

他の種類の航空工場検査員国家試験に合格した者にあつては，その国家試験において受験した試験科目について，免除の申請をすることができます。

■航空機製造事業法施行規則第37条第5号

航空工場検査員国家試験の1以上の試験科目に合格した者にあつては，その試験の後に行われる連続3回の試験においてその合格した試験科目について免除の申請をすることができます。

## 7. 合格基準

「法及びその附属法令」及び「製造及び修理の方法に関する事項」の科目については概ね7割，その他の科目については概ね6割の得点で，各科目は合格となり，試験の種類ごとに定められた試験科目の全て（免除科目を除く。）に合格することが必要です。

## 8. 「受験願書等」の提出先・受付期間・提出書類

■提出先

経済産業省 製造産業局 航空機武器宇宙産業課 試験担当  
〒100-8901 東京都千代田区霞が関1丁目3番1号

■受付期間・時間

平成30年6月25日（月）～7月6日（金）（土，日曜日を除く。）  
午前10：00～12：00 午後2：00～5：00

郵送の場合は，7月6日（金）までの消印のあるものに限り受け付けます。  
なお，封筒の表に必ず「航空工場検査員／願書在中」と明記してください。



## ■提出書類

- (1) 航空工場検査員国家試験受験願書 : 1通  
(願書は「試験の種類」ごとに提出すること)
- (2) 受験手数料 : 8,000円の収入印紙  
(「試験の種類」ごとに受験願書の指定箇所に貼ること)
- (3) 受験免除の確認のための書面 : 各1通  
(「6. 試験科目の免除」により, 試験科目の免除を申請する者)

【注意1】 施行規則第37条第1号～第3号による免除申請は, 卒業証明書。

- ① 卒業証明書とは, 平成30年の学校印のある証明書正本です。
- ② 卒業証書の写し又は, 平成30年以外の年に発行された卒業証明書等によって卒業証明書に代えることはできません。
- ③ 他の種類の国家試験に合格したのが4年以上前の場合は, 今年度の国家試験出願に際して, 新たに平成30年の学校印のある証明書正本を提出してください。  
※昨年以前の連続3回のいずれかの試験(平成27年から29年の試験)において卒業証明書を提出している場合は, その提出を省略することができますが, 受験願書の備考欄に提出した受験年を記載してください。

【注意2】 施行規則第37条第4号による免除申請は, 合格証の写し。

【注意3】 施行規則第37条第5号による免除申請は, 試験結果通知書の写し。

上記の注意2及び3の書面の添付は任意ですが, 書類審査の都合上, なるべく添付していただくように御協力をお願いします。

また, 複数の「試験の種類」を受験する場合であって, 受験免除のための書面が重複する場合は, 書類を1通に省略して構いません。ただし, 受験願書と受験手数料は「試験の種類」ごとに提出してください。

## 9. 受験願書作成上の注意等

- (1) 受験願書は, 受験する「試験の種類」ごとに作成してください。
- (2) 受験願書の記入(記載例参照)
  - ① 受験願書裏面の「記入上の注意」をよく読んだ上で記入してください。
  - ② 「希望受験地」の欄は, 東京のみで実施するため, 記入は不要です。
- (3) 受験願書に貼付する 収入印紙(金額8,000円)には, 消印をしないでください。消印された願書は受け付けません。

(4) 受験願書に貼付する《写真》は、申請前6ヵ月以内に脱帽して正面から上半身を写した縦45mm/横35mmのものに限ります。

写真は2枚用意し、1枚を申請時に受験願書の「台帳用」に貼り、残り1枚は「受験票」が届いてから「受験票」に貼ってください。また、写真の裏面に氏名を記入しておいてください。

なお、受験願書と受験票の写真が同一でない場合、受験できないことがあります。必ず同一の写真を貼ってください。

(5) 複数の「試験の種類」を受験する場合は、「他に受験する試験種類」の欄に記載された試験種類の番号のうち、他に受験する種類番号（施行規則別表第6に規定された試験種類番号）を塗りつぶしてください。

また、「他に受験する試験科目」の欄に記載された試験科目の番号のうち、他に受験する試験科目番号（施行規則別表第6に規定された試験科目番号）を塗りつぶしてください。

なお、試験日程編成の都合上、なるべく2種類までに止めていただくように御協力をお願いします。

#### 【注意】

「法及びその附属法令」等共通の試験科目を除き、他の試験科目については既に合格している場合、関係する試験の種類ごとに今年度の願書を提出していなければ、今年度、残りの共通科目に合格しても願書不提出の種類は合格とはなりません。

(例) 「航空機用原動機」及び「飛行指示制御装置」のみ願書を提出し、「航空機製造事業法及びその附属法令」に合格した場合、以下のとおり、願書不提出の「統合表示装置」については、合格要件はみたしているものの、合格にはならない。

02：航空機用原動機……願書提出（合格）

- 01:航空機製造事業法及びその附属法令（受験→合格）
- 05:航空機用原動機の強度、構造及び性能に関する理論（既合格）
- 06:航空機用原動機に関する事項（既合格）
- 07:航空機用原動機の製造及び修理の方法に関する事項（既合格）

05：飛行指示制御装置……願書提出（合格）

- 01:航空機製造事業法及びその附属法令（受験→合格）
- 14:飛行指示制御装置の強度、構造及び性能に関する理論（既合格）
- 15:飛行指示制御装置の材料に関する事項（既合格）
- 16:飛行指示制御装置の製造及び修理の方法に関する事項（既合格）

06：統合表示装置……願書不提出（合格にはならない）

- 01:航空機製造事業法及びその附属法令
- 17:統合表示装置の強度、構造及び性能に関する理論（既合格）
- 18:統合表示装置の材料に関する事項（既合格）
- 19:統合表示装置の製造及び修理の方法に関する事項（既合格）

## 10. 受験票の送付

受験票は、受験願書の締切後に試験日程を決定し、9月中に送付する予定です。

受験票が平成30年9月21日（金）までに送付されない場合には、経済産業省航空機武器宇宙産業課試験担当宛てにその旨連絡してください。

### 11. 受験に当たっての注意事項

受験票を忘れた場合及び紛失した場合は受験できませんので、試験当日まで大切に保管してください。なお、紛失した場合は、試験日の1週間前までに経済産業省航空機武器宇宙産業課試験担当まで連絡をいただいた場合は再発行を行います。

受理した受験手数料は、理由の如何にかかわらず返却は致しません。また、次回以降の試験への充当もできません。

試験当日は、本人確認のため、本人確認書類（健康保健証、運転免許証等）の提示を求める場合がありますので、試験当日は本人確認書類をご持参ください。

各科目、交通機関の遅延等のいかなる理由でも試験開始後30分を経過した場合には入室を認めません。

### 12. 受験票、試験結果通知書及び合格証の送付先

職場ごと一括して願書を提出される場合がありますが、受験者の個人情報保護及び事務管理上、「受験票」、「試験結果通知書」及び「合格証」については、願書に記載された自宅住所宛てに簡易書留で送付します。

願書の記載内容等について問い合わせる場合は、願書に記載された「自宅電話」宛てに連絡させていただきますが、不在の場合は、勤務先に連絡する場合があります。

また、試験日以降に住所変更があった場合は、郵便はがきに、氏名、試験の種類、受験番号、新旧住所を書いて必ず連絡してください。

### 13. 受験特別措置

身体に障害等のある方が受験される場合は、特別措置による受験ができます。

特別措置による受験を希望される方は、申請が必要となりますので、次頁の「受験特別措置申請書」を記入の上、受験願書と一緒に提出してください。